

世界遺産条約の履行に関する定期報告及び 顕著な普遍的価値の陳述について

1. 定期報告

(1) 背景と目的

「定期報告」とは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）第29条において規定され、世界遺産委員会事務局経由でユネスコ総会に提出される、世界遺産条約の履行状況の報告のことであり、その目的は以下のとおり。

- ① 各締約国による世界遺産条約の適用状況の評価
- ② 各世界遺産の「顕著な普遍的価値」（OUV: Outstanding Universal Value）の保全状況の報告
- ③ 各世界遺産の最新情報の提供
- ④ 地域間、締約国間での情報と経験の交換の促進

各締約国は、自国の世界遺産の保全状況や立法的・行政的な措置について、定められた様式にて提出し、世界遺産委員会事務局が、地域ごとに報告書を取りまとめ、世界遺産委員会において審査が行われる。

第一期の定期報告は2000年から2006年にかけて実施され、地域ごとの報告書が世界遺産委員会において審査された。

その後2006年から2007年にかけて、定期報告の見直しが行われ、「顕著な普遍的価値の陳述」（SOUV: Statement of Outstanding Universal Value）（後述）など情報の整備の必要性が確認された。

第二期の定期報告は以下のスケジュールで実施される予定である。

地域	開始年	報告年・委員会
アラブ諸国	2008年	2010年・第34回世界遺産委員会
アフリカ	2009年	2011年・第35回世界遺産委員会
アジア太平洋	2010年	2012年・第36回世界遺産委員会
ラテンアメリカ／カリビアン	2011年	2013年・第37回世界遺産委員会
ヨーロッパ／北米	2012年	2014年・第38回世界遺産委員会

【参考】「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 第29条

1. 締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。
2. 1の報告については、世界遺産委員会に通知する。
3. 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

(2) 様式

定期報告の様式はセクションⅠとセクションⅡに分けられ、いずれもアンケート形式で回答する。

セクションⅠは、締約国全体の情報について記載するものであり、各国の法規制の充実、科学的知見の充実、予算措置などの状況について報告する。

セクションⅡは、遺産ごとの情報を記載するものであり、はじめに顕著な普遍的価値を明確にした上で、その価値に影響を与えるおそれのある要因を特定し、そのモニタリングや対策についての情報を提供する。

これらはオンラインツール上で実施され、遺産ごとにセクションⅡを作成した上で、締約国全体でセクションⅠをとりまとめ、世界遺産委員会事務局に提出される。オンラインツールは、アジア太平洋地域の第二期定期報告が正式に開始される本年の第34回世界遺産委員会以降に共用開始される予定である。

2. 顕著な普遍的価値の陳述 (SOUV)

(1) 背景と目的

「顕著な普遍的価値」は、遺産地域の適切な保全管理等にとってその基礎となるものであり、その明確な陳述が必要である(2007年以降に世界遺産一覧表に記載された世界遺産については、世界遺産委員会における記載決議の際に「顕著な普遍的価値の陳述」が採択されている。)

我が国の世界自然遺産については、白神山地及び屋久島が1993年、知床が2005年に記載されており、前二者は記載の際に記載基準の番号のみが決議され、後者は重要性の陳述(Statement of significance)が採択されているのみである。

このため、世界遺産委員会の決議により、2007年以前に記載された世界遺産については、定期報告に先立ち、「顕著な普遍的価値の陳述」を、記載時点の情報に遡って作成しなければならないとされた。

(2) 提出後の審査、承認

締約国により世界遺産委員会事務局に提出(期限:2011年2月1日)された「顕著な普遍的価値の陳述」は、IUCNが審査した上で、世界遺産委員会において承認することとなる。

提出から承認までは、世界遺産一覧表への新規推薦と同様に、1年半の評価期間を要し、世界遺産委員会は「承認」または「情報照会」の決定を行う。

なお、世界遺産委員会事務局を通じて諮問機関と相談をするための十分な機会が与えられる見込みである。

(3) 様式

「顕著な普遍的価値の陳述」の様式は以下のとおり。

文量 A 4 二枚程度
a. 遺産の概要
i. 事実情報の要約
ii. 特質の要約（価値、属性）
b. 基準（基準を表す価値及び属性）
c. 完全性
d. 「顕著な普遍的価値」の維持に必要とされる管理および保護
i. 全体的な枠組み
ii. 具体的な長期的見込み

(4) 作成方法

「顕著な普遍的価値の陳述」の作成にあたっては、次の文書を次の優先順位で使用する。

- ① 記載の際の世界遺産委員会における決議（我が国の自然遺産は該当なし）
- ② 諮問機関の評価報告書
- ③ 締約国からの推薦書
- ④ 遺産管理者が保有している情報

なるべく記載の時点の情報に立ち返って記述すること。ただし「完全性」については、記載の時点と陳述案の作成の時点の両方で記載し、これまでにどのような管理の方法が採択されてきたかを示すことが可能である。

なお、記載基準の追加や変更はできない。これらは条約に基づく手続きが必要であり、新規推薦の扱いとなる。

3. 「定期報告」及び「顕著な普遍的価値の陳述」のスケジュール

スケジュールは以下のとおり。

期間・期日	締約国の実施事項
2010年7月から8月	第34回世界遺産委員会においてアジア太平洋地域の第二期定期報告が正式に開始 オンラインツールのアクセスパスワード配布
2010年7月から 2011年1月まで	締約国がSOUVの現案（英文・和文）を作成、その後科学委員会へ事前送付、科学委員会による助言 締約国が定期報告の質問票（セクションI及びII）に記入する作業を開始する
2011年2月1日まで	締約国によるSOUVの提出
2011年2月から7月	締約国は定期報告の質問票（セクションI及びII）を完成させる
2011年7月31日まで	各国の担当者及び各管理者により完成された質問票（セクションI及びII）の提出
2011年3月から8月	サブ地域会合
2011年11月	地域会合
2011年12月から 2012年3月	世界遺産センター及び諮問機関による評価
2012年4月	世界遺産委員会事務局が定期報告とりまとめ
2012年7月	第36回世界遺産委員会への報告、審査